

川崎市議会

議長 様

「成人ぜん息患者医療費助成条例」「小児ぜん息患者医療費支給条例」の維持・拡充を求める請願

請願趣旨

川崎市は、「川崎市総合計画第3期実施計画素案（令和3（2021年）11月）」を公表し、「成人ぜん息患者医療費助成制度の在り方の検討」をはじめ、「高齢者外出支援事業」「重度障害者医療費助成制度」など市民生活に直結する、福祉制度の「見直し」案を示しました。2007年1月、川崎市は20歳以上で気管支ぜん息を発症した患者に、医療費を助成する「成人ぜん息患者医療費助成条例」を創設し、患者の金銭的な不安を取り除き、安心して治療が受けられ、健康回復を図る一助となっています。川崎市は、制度創設に当たり「市内でぜん息患者が増加」し「就労等にも支障が生じるため社会的な損失が大きい」ことを理由に、更に「障害者自立支援法や老人医療制度等との均衡を考慮」して実施しました。制度の見直しに際し「他制度との均衡を図る」ことを理由としていますが、創設時に検討済みの内容です。同制度による認定患者は、8,000名を超え、その後も毎月増え続けています。特に川崎北部地域で増え続けているのが特徴です。

川崎市は、「計画素案」の対象に掲げられていない「小児ぜん息患者医療費支給条例」を見直しの対象に加えようとしています。「小児ぜん息患者医療費支給条例」の目的は、「児童福祉の増進を図る」ものでアレルギー疾患対策とは異なる性質のものです。ぜん息患者の医療費助成を守る立場から、以下のことについて要請いたします。

< 請願事項 >

- 1、「成人ぜん息患者医療費助成条例」「小児ぜん息患者医療費支給条例」を維持・拡充し、医療費を無料にすること。
- 2、川崎北部地域でぜん息患者が増え続けている原因を解明し、抜本的な対策を講じること。

氏 名	住 所

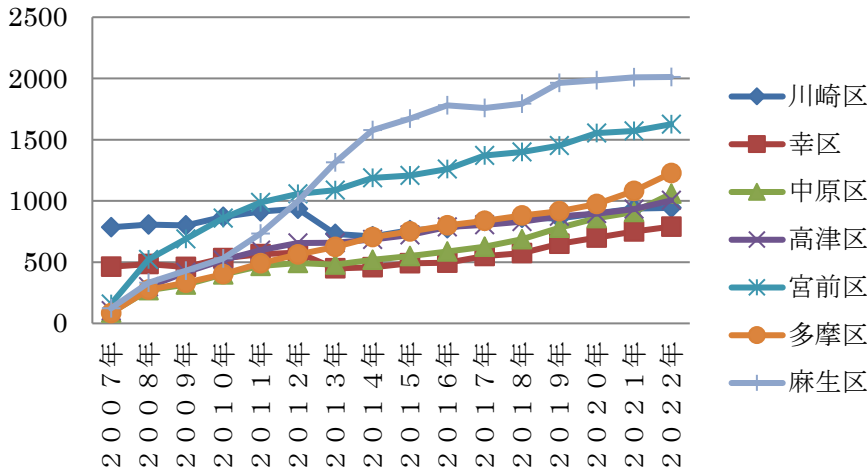
< 連絡先 > 川崎公害病患者と家族の会 〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-8-1

シャンボール互惠ビル512 電話 044-211-0391 FAX 044-233-4689

< 取扱い団体 >

なぜ、川崎北部で「ぜん息患者」が増えるのか？

各区別4月の適用者推移



左のグラフは、「川崎市公害健康被害補償事業の実施状況（月報）」から患者会が作成したグラフです。麻生区、宮前区、多摩区においてぜん息患者が増加していることがわかります。工場のない地域で、なぜ、ぜん息患者が急増しているのでしょうか？

川崎市は、原因を解明し、抜本的な対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

ぜん息の原因は、「自動車の排気ガス」「アレルギー」「ダニやハウスダスト」などと言われています。右のパンフレットは川崎市が作成したもので、自動車排出ガス（PM_{2.5}やDEPなど）がぜん息や気管支炎の原因になると警告しています。

川崎北部地域には、東名高速、国道246号、世田谷町田線、尻手黒川線等の主要幹線道路があり、交通量も多く、大気汚染の原因となっています。

環境省は、NO₂が高濃度になる原因として、交通量の多さ、谷戸などの地形的条件や接地逆転層などの気象条件を上げています。



ぜん息は死と直結！

2006年厚生労働省は「ぜん息死ゼロ」作戦をスタートしました。ぜん息発作や重篤化は「死」につながるからです。「喘息予防・管理ガイドライン」は、「ぜん息の管理・治療の目的は、①現在の症状や薬の副作用がなく健常人と同様の日常生活を送る、②将来にわたり呼吸機能を維持し増悪やぜん息死を回避すること」と書かれています。また、「診断の遅れは治療・管理の遅れの原因となり、ぜん息の慢性化、重症化の可能性もある」とも指摘しています。

